

議案第96号

島ヶ原会館条例の一部改正について

島ヶ原会館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成27年8月31日提出

伊賀市長 岡本 栄

記

島ヶ原会館条例の一部を改正する条例

島ヶ原会館条例（平成16年伊賀市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 施設の貸出しに関すること。

別表中 「

和室1、2、3	100円	100円	100円
---------	------	------	------

 」 を

「

和室	100円	100円	100円
洋室	200円	200円	200円

 に改め、同表備考中
」

第2号を削り、第1号の号番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。